

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第38号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第23条 略 2 略 <u>3 ~ 7</u> 略 <u>8 ~ 14</u> 略 第26条 略 2 ~ 4 略 5 出納局の課長にあっては第23条第4項、センター長にあっては同条第5項に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。	第23条 略 2 略 <u>3 政策部に調整監を置くことができる。</u> <u>4 ~ 8</u> 略 <u>9 調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u> <u>10 ~ 16</u> 略 第26条 略 2 ~ 4 略 5 出納局の課長にあっては第23条第5項、センター長にあっては同条第6項に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。

附 則

この規則は、平成29年10月6日から施行する。